

仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱

(令和5年3月22日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児通所支援事業者が子どもの安全を守ることに加え、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的に、送迎用バスへ安全装置を設置する際の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 障害児通所支援事業者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う者をいう。
- (4) 児童発達支援センター 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターにおいて児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う者が、仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成24年12月19日仙台市条例第62号）第4条及び仙台市児童福祉施設条例（昭和43年6月7日仙台市条例第17号）に基づいて市内において運営している施設をいう。
- (5) 児童発達支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う者が、仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成24年12月19日仙台市条例第62号）第4条に基づいて市内において運営している施設をいう。
- (6) 放課後等デイサービス事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う者が、仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成24年12月19日仙台市条例第62号）第4条に基づいて市内において運営している施設をいう。
- (7) 送迎用バス 通所のために使用される自動車であって、安全装置の義務付けの対象となるものをいう。
- (8) 安全装置 送迎用バスにおけるこどもの置き去り事故の防止を支援する装置であって、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ作成）に適合するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 第4条に規定する事業を行う障害児通所支援事業者とする。
- (2) 暴力団と関係を有していないこと。
- (3) 補助金の交付申請前5年以内に障害福祉サービス等に関し不正又は著しく不当な行

為をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める額のいずれか少ない方の額とする。

- (1) 総事業費から当該事業に係る寄附金（社会福祉法人の場合は寄附金収入額を除く。）
その他の収入額を控除した額
- (2) 第5条に定める対象経費の実支出額
- (3) 別表に定める補助単価の合計額（ただし、厚生労働省が施設・事業所の種類ごとに示す額を、1事業所あたりの補助上限額とし、かつ、本市は同省から示された内示額の範囲で補助を行うものとする。）

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長が別に定める期日までに提出して行うものとする。

- (1) 別紙1 補助金申請額算出内訳
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成事業の完了後に当該助成事業について助成金の交付の申請をする場合にあつては、第13条の規定に関わらず、前項の交付の申請と同時に実績報告を行うことができる。
- 3 前項の場合にあつては、仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は、次のものとする。

- (1) 別紙2 補助金精算額算出内訳
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項の規定による補助事業の変更の申請は、仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 規則第5条第1項の規定による中止又は廃止の申請は、仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により行うものとする。
- 3 第1項及び第2項の申請に対する承認は、仙台市障害児通所支援事業所におけるこど

もの安心・安全対策支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取消し、又は変更することができる。

- 4 前項の規定による取消または変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業を行うため締結する契約については、一般競争入札に付するなど、本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
 - (2) 補助事業を行うことを目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該事業を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
 - (4) 補助事業者は補助事業により取得し又は効用の増加した財産を補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (5) その他市長が必要と認める条件

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付申請取下書（様式第6号）により行うものとする。

（事情変更により決定の取消しができる場合）

第11条 規則第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消することができる場合は次に掲げる場合とする。ただし、補助事業のうち既に事業を進めてきた期間に係る部分については、この限りではない。

- (1) 天変地異により補助事業が遂行できない場合
 - (2) 補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことにより補助事業が遂行できない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - (3) その他市長が認める理由により、補助事業が遂行できない場合
- 2 前項の取消し等を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助事業等の遂行等の指示）

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
- 3 前2項の指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次の書類を添えて市長が別に定める日までに行うものとする。

- (1) 別紙2 補助金精算額算出内訳
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、第14条の規定により補助金の額の確定通知を行った後、事業実施者から請求書の提出を受けて、補助金を支払うものとする。

- 2 第7条第2項の規定に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、第8条第1項の規定による交付の決定の通知を受けてから、同項の規程による交付請求を行うものとする。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、市長の

承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 規則第20条ただし書きに基づき、財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）の社会福祉施設等整備費補助金の項に掲げる処分制限期間（同項に該当する区分のない財産にあつては、類似の財産の処分制限期間）を経過した場合とする。
- 3 第1項の承認を受けようとするときは、仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。
- 4 前項の申請の際に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
 - (1) 財産処分の概要
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 5 第1項の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。

（立入検査等）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第21条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から実施し、令和4年9月5日から適用する。

別表（第4～6条関係）

補助事業	補助対象施設	補助単価	補助率	対象経費
送迎用バスの改修支援事業（送迎用バスに子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行う）	児童発達支援センター，児童発達支援事業所，放課後等デイサービス事業所	1台あたり175千円までを上限とした実費に対する定額補助	定額	装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費，装置・機器の設置・据え付け費，工事費を含む），リース料，導入費用
<p>備考</p> <p>1 「補助対象施設」については，関係法令等の規定による本市の指定がなされたもの又は本市からの委託若しくは補助により実施するもので市長が認めるものであること。</p> <p>2 上記の事業の対象となる安全装置について，購入を原則とするが，リースの場合は当該年度末までのリース料を限度とする。</p> <p>3 上記の事業における送迎用バスは，原則通所を目的とした自動車のうち，座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車又はその他市長が認めるものであること。 （※）「座席」には，車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。</p> <p>4 上記の事業の対象となる安全装置について，内閣府ホームページ「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」に掲載されている「安全装置のリスト」を参考に選定すること。</p> <p>5 上記の事業の対象となる安全装置は，送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし，送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。</p>				